

第1章 環境白書の作成に当たって

1. 環境白書の目的

- ・この環境白書は、西東京市環境基本条例第16条に定める「年次報告書」となるものであり、環境の状況や環境の保全等に関する施策についての報告を行い、市民のみなさんの意見を聴くことによってよりよい環境をつくっていくためのものです。
- ・また、西東京市の環境に関する施策は、西東京市環境基本計画を踏まえて進めることとなっており、それらの各施策の進捗状況をまとめたものが、環境白書となります。

◆市長は、毎年、環境の状況その他環境の保全等に関する施策について報告書（以下「年次報告書」という。）を作成し、これを公表するとともに、年次報告書に対する市民の意見を聴くため必要な措置を講ずるものとする。

◆市長は、前項に定める年次報告書及び市民の意見について、西東京市環境審議会に報告し、その提言に基づき必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（西東京市環境基本条例 第16条より）